

平成26年11月及び12月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第38号	伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めため。</p> <p>【概要】</p> <p>1 期末手当を年間0.15月分引き上げ、平成26年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の217.5に改正するもの</p> <p>2 平成27年6月以降の期末手当の支給割合を6月分については100分の195に、12月分については100分の210にそれぞれ改正するもの</p>	職員課
第39号	伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めため。</p> <p>【概要】</p> <p>1 期末手当を年間0.15月分引き上げ、平成26年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の217.5に改正するもの</p> <p>2 平成27年6月以降の期末手当の支給割合を6月分については100分の195に、12月分については100分の210にそれぞれ改正するもの</p>	職員課
第40号	伊勢崎市一般職の職員の給与に	<p>【理由】</p> <p>人事院勧告に基づく一般職の職員の給与</p>	職員課

	<p>関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>に関する法律の一部改正に準じ、改正の必要を認めたため。</p> <p>【概要】</p> <p>1 民間給与との較差を埋めるために、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置いた給料月額の上上げにより全ての給料表の改定を行うもの</p> <p>2 通勤手当については、片道4キロメートル以上の区分における額の改正を行うもの</p> <p>3 勤勉手当については、民間の支給割合に見合うよう年間0.15月分引き上げ、平成26年12月に支給する勤勉手当の支給割合を一般の職員については100分の82.5に、特定幹部職員については100分の102.5にそれぞれ改正し、再任用職員については年間0.05月分引き上げ、平成26年12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の37.5に改正するもの</p> <p>4 平成27年6月以降における勤勉手当の支給割合を一般の職員については100分の75に、特定幹部職員については100分の95に、再任用職員については100分の35にそれぞれ改正するもの</p>	
<p>第41号</p>	<p>伊勢崎市部設置条例の一部を改正する条例</p>	<p>【理由】</p> <p>機構改正を実施することに伴い、改正の必要を認めたため。</p> <p>【概要】</p>	<p>職員課</p>

		健康推進部の分掌する介護保険に関する事務を福祉部に移し、高齢者行政の一元化を図るもの	
第42号	伊勢崎市情報公開条例及び伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>独立行政法人通則法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたため。</p> <p>【概要】</p> <p>独立行政法人の組織体系の見直しにより、特定独立行政法人が廃止され、新たに行政執行法人が定められることから、当該箇所を改めるもの</p>	総務課
第43号	伊勢崎市田島弥平旧宅活用基金条例	<p>【理由】</p> <p>田島弥平旧宅を活用する事業の財源に充てる基金を設置することに伴い、制定の必要を認めたため。</p> <p>【概要】</p> <p>基金の設置、積立額、管理、運用、処分及び委任を定めるもの</p>	企画調整課
第44号	伊勢崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>出産育児一時金の見直し及び国民健康保険法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたため。</p> <p>【概要】</p> <p>1 出産育児一時金の額を39万円から40万4,000円に改めるもの</p> <p>2 引用する国民健康保険法の条を第72条の4から第72条の5に改めるもの</p>	国民健康保険課
第45号	伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を	<p>【理由】</p> <p>児童福祉法の一部改正及び難病の患者に対する医療等に関する法律の制定に伴い改</p>	年金医療課

	改正する条例	<p>正の必要を認め、併せて条文の整備を図るため。</p> <p>【概要】</p> <p>福祉医療費の支給対象者の定義を改めるもの</p>	
第46号	伊勢崎市民プラザ条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>市民プラザの利用者の実態を考慮し、利用料金の見直しを図ることに伴い、改正の必要を認めたため。</p> <p>【概要】</p> <p>1 利用者が本市の区域内に住所を有しない者のうち、本市の区域内に在勤していない者又は本市の区域内に本社（店）、支社（店）及び営業所がない法人については、利用料金の100分の30を加算した額とするもの</p> <p>2 利用者が利用時間を超過して施設等を利用した場合については、1時間につき利用料金の100分の30を加算した額とするもの</p> <p>3 利用時間の延長について規定するもの</p>	商工労働課
第47号	伊勢崎市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>延滞金に係る規定の見直しを図ることに伴い、改正の必要を認めたため。</p> <p>【概要】</p> <p>延滞金の計算を伊勢崎市市税条例の例による割合を乗じて行うよう規定の見直しを図るもの</p>	下水道管理課
第48号	伊勢崎市有給吏員退隠料退職給	<p>【理由】</p> <p>遺族扶助料支給対象者がいなくなったこ</p>	職員課

	<p>与金死亡給与金 及遺族扶助料条 例及び伊勢崎市 有給吏員退隠料 及び遺族扶助料 の年額改定に関 する条例を廃止 する条例</p>	<p>とに伴い、廃止の必要を認めたため。</p> <p>【概要】</p> <p>遺族扶助料の支給を受けていた者の死亡により、今後本市において支給対象者がいなくなったことに伴い、関係する2条例を廃止するもの</p>	
--	---	---	--